

仕様書

1 案件名

令和8年度 住之江区役所受水槽・汚水槽・雑排水槽清掃作業
及び水質検査業務委託

2 清掃物件及び水質検査項目

(1) 受水槽

名称	受水槽
有効容量	8.6 t
寸法	2,000mm×3,000mm×2,000mm
材質等	FRP 製二槽式
設置場所	地下ポンプ室

(2) 汚水槽・雑排水槽

名称	汚水槽	雑排水槽
有効容量	15 t	15 t
設置場所	地下機械室	地下機械室

(3) 水質検査

建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び建築物環境衛生管理基準で定める項目のうち、一般細菌・大腸菌・亜硝酸態窒素・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・塩化物イオン・有機物【全有機炭素 (TOC の量)】・pH 値・味・臭気・色度・濁度について検査を行うこと。

3 履行場所

大阪市住之江区御崎3-1-17 住之江区役所

4 履行期限

令和9年3月19日(金)

5 必要な許可

受託者は、一般廃棄物収集運搬業許可(事業の範囲に「し尿を含む汚泥」を登録していること)及び産業廃棄物収集運搬業許可(事業の範囲は「汚泥」を登録していること)を取得していなければならない。

6 実施月日

概ね次の期間に行うこととする。

(1) 受水槽(1回) 令和9年2月～令和9年3月

(2) 汚水槽・雑排水槽(2回) 令和8年7月～令和8年10月(1回目)

令和9年 2月～令和9年 3月（2回目）

(3) 水質検査

令和9年 2月～令和9年 3月

※作業日については別途事業担当と調整すること。

7 作業内容

(1) 受水槽清掃及び水質検査

- ア 受水槽内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。なお、壁面等に付着した物質の除去は、タンクの材質に応じ、適切な方法で行う。
- イ 洗浄に用いた水は、完全に受水槽外に排除するとともに、受水槽周辺の清掃を行う。
- ウ 電極棒の研磨を行うこと。
- エ 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が受水槽内に流入しないようにする。
- オ 受水槽内壁面等の防水効果を点検すること。
- カ 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上受水槽内の消毒を行う。
- キ 消毒薬は、有効塩素 50～100mg/L濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
- ク 消毒は、受水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高压洗浄機等を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行う。
- ケ 消毒に用いた排水は、完全に受水槽外に排除する。
- コ 消毒終了後は、受水槽内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。
- サ 消毒後の水洗い及び受水槽内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。
- シ 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下水道法」等の規定に基づき、適切に処理すること。
- ス 受水槽の水張り終了後、給水栓及び受水槽における水について、水質検査及び残留塩素の測定を行う。
- セ その他、付属設備機器類の作動状態の点検及び各部の調整を行うこと。

(2) 汚水槽・雑排水槽清掃

- ア 槽内に蓄積した汚物・異物・沈殿物質・付着物質等を完全に除去すること。
- イ 除去作業には、ジェットクリーナー及びバキューム車を使用すること。
- ウ 電極棒の研磨を行うこと。
- エ ジェットクリーナーで槽内を洗浄する。その後、消毒液を用いて消毒を行う。
- オ 排水ポンプのストレーナーを取り外し、内部に異物が混入していないか確認するとともに羽根車の軸受リングの摩擦状態を点検すること。この際異常があれば担当職員に報告すること。
- カ 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下水道法」等の規定に基づき、適切に処理すること。
- キ 清掃終了後、水張りを行い水位の低下の有無を調べ、漏水のないことを確認する。
- ク その他、付属設備機器類の作動状態の点検及び各部の調整を行うこと。

- (3) 汚水槽の清掃によって生じるし尿等の一般廃棄物及び雑排水槽の清掃によって生じる汚泥等の産業廃棄物にかかる収集・運搬
- ア 事業範囲を証するものとして、許可証の写しを提出し事業請負見積書に添付する。
なお、許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を通知するとともに、変更後の許可証の写しを提出し、事業請負見積書に添付する。
- イ 収集・運搬を委託する一般・産業廃棄物の種類、数量
- | | |
|----------------|-----------------|
| 一般廃棄物：汚泥（し尿含む） | 数量：約 1 t× 2 回 |
| 産業廃棄物：汚泥 | 数量：約 575kg× 2 回 |
- ウ 雑排水槽の清掃によって生じる汚泥等の産業廃棄物については、当区の指定する処理場に運搬すること。
- 処理業者：大阪市住之江区平林南 2-8-37 大阪ベントナイト事業協同組合
運搬先：大阪市住之江区南港南 1-2-121 南港処理センター
- (4) 汚水槽の清掃によって生じるし尿等の一般廃棄物の処理
- ア 処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。
- イ 一般廃棄物を搬入するときは、搬入物の種類に応じた本市が発行する投入券（建築物地下排水処理槽清掃汚泥投入券等）を使用すること。

7 作業実施における注意事項

- (1) 各作業の実施に関して以下のとおりとする。
- ア 受水槽については、特に熟練された作業員を派遣するとともに、あらかじめ、「作業員名簿」及び該当作業員の「検便検査成績書」を提出し、事業担当に承認を受けること。また、作業衣及び使用器材については、消毒済のものを使用し、作業が衛生的に行われるよう充分配慮すること。
- イ 汚水槽及び雑排水槽については、特に作業員の安全を図るため、槽内の換気等に充分配慮を行い、使用機器類の高圧配線の接続の際は、必ずブレーカーを取り付け、電源等は事業担当と打ち合わせのうえ接続する等、高電圧による事故防止に万全を期すること。
- (2) 事前に事業担当と十分に打ち合わせをし、給排水設備の構造、配管、電気系統等を確認すること。
- (3) 本作業により槽内から排出された廃棄物は、適正に処理を行い、マニフェスト等それを証明する書類を提出すること。
- (4) その他、事業担当の指示に従うこと。

8 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

- (1) 産業廃棄物の収集運搬にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する情報処理センターへの登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の収集運搬ができないと認められるときはこの限りではない。

- (2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の収集運搬に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の収集運搬を行うこと。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。
- (4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

9 履行確認検査

全業務が完了したときは、その場で事業担当の検査を受けるとともに、速やかに「清掃作業報告書」「水質検査結果報告書」「現場写真（清掃前・後）」を提出すること。

10 その他

- (1) 作業の際には来庁舎・職員及び作業者の安全措置を十分に行うこと。また、関係法令を遵守し、作業を行うこと。
- (2) 作業にかかる業務用機材等に関する諸費用については、請負業者の負担とする。
(ただし、作業中の電気・水道の使用にかかる費用は除く)
- (3) 仕様書記載の作業のほか、建物の管理保存及び保健衛生上必要と認められる軽微な作業について、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (4) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること。
(別紙特記仕様書添付)
- (5) 大阪市暴力団排除条例を遵守すること。(別紙特記仕様書添付)
- (6) 本契約にあたり仕様書の内容を十分に理解し、疑義のある場合は、あらかじめ事業担当に確認しておくこと。

11 事業担当

大阪市住之江区御崎 3-1-17

大阪市住之江区役所総務課 担当：大森・佐藤

電話：06-6682-9626 FAX：06-6686-2040

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

- 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

- 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない」と判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の住之江区役所総務課（コンプライアンス担当：06-6682-9625）に報告しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（住之江区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（住之江区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。